

たすけあい福祉資金設置運営規程

(目的)

第1条 本資金は次の目的をもって設置し、運営するものとする。

- (1) 市区町村社会福祉協議会(以下『社協』という)が、当該地域内の世帯が火災・風水害等非常災害を受け、罹災世帯を見舞激励する必要があると認めた場合、本資金で見舞激励する。
- (2) 社会福祉法第2条第2項および第3項に規定する社会福祉事業並びに更生保護事業法第2条第2項に規定する更生保護事業を行う民間施設が火災・風水害等非常災害を受け、復旧のための応急援護を必要とする共同募金会が認めた場合、本資金の援護を行う。
- (3) 前項の民間施設の事業実施に安全を欠くおそれが発生した場合、あるいは、臨機の措置を必要とするに至った場合、本資金の援護を行う。
- (4) その他配分委員会が、必要と認めた場合、本資金の援護を行う。

(保管)

第2条 本資金は、神奈川県共同募金会が保管するものとする。

(運営)

第3条 本資金は、保有する資金の範囲内において配分委員会がその運営にあたる。

(配分決定)

第4条 本資金の配分の決定は、配分委員会が策定した配分案に基づいて会長が行う。ただし、第1条第1項第1号に該当するものは、配分委員会に諮ることなく、会長が行う。

(配分基準)

第5条 配分は次の基準による。

- (1) 第1条第1項第1号に該当するものは、次の災害見舞基準に示す本資金見舞基準額とする。ただし、社協が災害見舞基準の社協見舞金を支出した場合に限る。

(災害見舞基準)

災害区分	本資金見舞基準額	社協見舞金
全焼・全壊・流失	10,000円	5,000円以上
死亡	10,000円	5,000円以上
半焼・半壊	5,000円	5,000円以上
重傷	5,000円	5,000円以上

- (2) 前項による配分のほか、地域的な水害により、床上浸水による罹災世帯が50世帯以上生じたときで、当該社協が見舞金を支出する場合は、当該社協の活動援助を目的として、1世帯当り1,000円を基準として当該社協に特別配分を行う。
- (3) 第1条第1項第2号および第3号に該当する配分は、本会受配者規程および当該年度共同募金配分基準を適用する。

(配分申請手続)

第6条 本資金の配分を受けようとする者は、共同募金会支会を経由して本会会長に所定の申請書を提出するものとする。

附則

- 1 この規程は平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、たすけあい福祉資金設置運営要領(昭和49年4月1日実施)は、廃止する。